



応援プロジェクト

新型コロナウィルスに負けるな!



今号も、新型コロナウイルス感染症に関する、さまざまな支援策を紹介します。

ひとり親世帯臨時特別給付金

問い合わせ＝子育て支援課子育て支援係（☎47 - 1152）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親世帯の生活を支援するため、臨時特別給付金を支給します。

臨時特別給付金は、「基本給付」と「追加給付」があります。

（１）基本給付

■対象者

以下のいずれかに該当する人

- ①令和2年6月分の児童扶養手当が支給される人
※対象者には、7月22日に案内を発送しました。
- ②公的年金などを受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全部停止される人
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当支給の対象となる水準まで下がった人

■給付額

1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

■申請方法

①に該当する人は申請不要です。受給を拒否する場合は、8月3日（月）までに、受給拒否の届出書を子育て支援課に提出してください。

②・③に該当する人は、申請が必要です。子育て支援課（保健福祉会館1階）または新里・黒保根支所で手続きをしてください。手続きには書類が必要な場合がありますので、事前にお問い合わせください。

■申請期間

8月3日（月）～令和3年2月26日（金）※土、日、祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分

■支給時期

①に該当する人は、8月中旬までに児童扶養手当

で指定している口座に振り込みます。振込口座に変更（解約・名義変更など）がある場合は、8月3日（月）までに届け出てください。

②・③に該当する人は、9月より順次、指定された口座へ振り込みます。

（２）追加給付

基本給付に該当し、一定の要件を満たした人に追加給付を支給します。

■対象者

基本給付対象者の①・②に該当する人で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し収入が減少している人

■給付額

1世帯5万円

■申請方法

該当する人は申請が必要です。子育て支援課（保健福祉会館1階）または新里・黒保根支所で手続きをしてください。

■申請期間

8月3日（月）～令和3年2月26日（金）※土、日、祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分

■支給時期・方法

9月より順次、指定された口座へ振り込みます。

■その他

感染拡大防止のため、各申請窓口で手続きする場合はマスクの着用などにご協力ください。

休日窓口を開設します

期日＝8月8日（土）・16日（日）

時間＝午前9時～午後3時

場所＝子育て支援課（保健福祉会館1階）

新型コロナウイルス対策子育て世帯応援事業 高校生等まで対象を拡大

問い合わせ＝子育て支援課子育て支援係（☎47 - 1152）

子育て世帯の生活を支援し、地域経済の活性化を図るため、7月に中学生までの対象児童へ桐生応援プレミアム商品券を給付しました。

今回は、給付対象となる児童を次のとおり拡大します。

対象者には7月下旬に案内を郵送しました。受給のための申請は不要です。

■対象児童

平成14年4月2日から平成17年4月1日までに生まれ、7月10日（基準日）において、本市の住民基本台帳に登録されている児童

■受給権者

対象児童が属する世帯の世帯主

■給付額

対象児童1人につき5,000円分の商品券

■給付方法

給付決定の人には、8月中旬以降、順次簡易書留にて郵送予定です。

■受給辞退

受給を辞退する場合は、受給拒否の届出書を子育て支援課（保健福祉会館1階）に提出してください。

届け出期限は、8月11日（火）まで（必着）です。

届出用紙は、同課と市ホームページにあります。

■その他

配偶者などからの暴力を理由に、7月10日において、市内に対象児童とともに避難していた人で、一定の要件に該当する人は、申出書の提出により受給が可能となる場合があります。対象と思われる人は、お早めに子育て支援課へご相談ください。8月11日（火）までに、申出書の提出が必要です。

保育施設等従事者への慰労金

問い合わせ＝子育て支援課子ども施設係（☎47 - 1152）

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、仕事を休むことが困難な人のため、感染症対策を最大限に実施しながら、継続して子どもの受け入れにご尽力いただいた保育園や放課後児童クラブなどの施設に勤務する人に対し、慰労金を支給します。

■対象者

次の全てに該当する人

①保育園・認定こども園・放課後児童クラブ、児童福祉法に規定する児童福祉施設に勤務している

※市内・市外問わず

②令和2年2月11日から6月30日の間に10日以上勤務し、対象期間と7月10日（基準日）において、本市の住民基本台帳に登録されている

※国の慰労金支給対象の施設と公立の施設に従事していた人は除きます。

■支給額

1人5万円

■申請方法

直接または郵送で、子育て支援課（保健福祉会館1階、〒376 - 0045末広町13 - 4）へ。新里・黒保根支所市民生活課でも受け付けます。

申請用紙は、子育て支援課（保健福祉会館1階）、総合案内所（市役所1階）、新里・黒保根支所、市ホームページにあります。

■必要書類

保育施設等従事者慰労金支給申請書

※対象事業所に勤務していた証明を管理者が記入する必要があります。

■申請期間

8月3日（月）～10月30日（金）（当日消印有効）

国民健康保険被保険者 傷病手当金

問い合わせ＝医療保険課国保係（☎内線 256）

新型コロナウイルス感染症に感染した場合、またはその疑いにより労務に服することができない人に、傷病手当金を支給する制度があります。

申請をする前に、必ず医療保険課国保係へご相談ください。

■対象

次の全ての条件を満たす人

- ・桐生市国民健康保険に加入している
- ・被用者である（勤め先から給与などの支払いを受けている）
- ・新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱などの症状があり感染が疑われ、その療養のため労務に服することができず、給与などの支払いを受けられなかった

※申請には、保険医療機関や事業主の証明が必要です。感染が疑われる場合は、まず群馬県新型コロナウイルス感染症コールセンター（☎0570 - 082 - 820）へご連絡ください（全日午前9時～午後9時）。上記以外の時間は、☎027 - 223 - 1111へ。

■支給対象日数

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日

■支給額

（直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額）× 3分の2 × 支給対象日数

※給与などの全部または一部を受けることができる期間は、傷病手当金を支給しません。ただし、その受けられることのできる給与などの額が、算定した傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給します。

※支給額には上限があります。

■適用期間

令和2年1月1日から9月30日までの間で療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合などは最長1年6か月まで）

■必要書類

- ①国民健康保険傷病手当金支給申請書（世帯主記入用・被保険者記入用・事業主記入用・医療機関記入用の4種類）
- ②対象者の被保険者証
- ③世帯主の身分証明書（顔写真付きのもの）
- ④直近の継続した3か月間の給与の支払いを確認できるもの（給与明細など）

※①は、同課と市ホームページにあります。また、申請用紙の郵送を希望する人は、ご連絡ください。郵送で申請する場合は、②から④の写しを添付してください。

■申請方法

必要書類を添えて、直接または郵送で医療保険課国保係（市役所1階、〒376 - 8501桐生市役所）へ。※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、なるべく郵送での手続きにご協力ください。

特別定額給付金

問い合わせ＝特別定額給付金専用ダイヤル（☎22 - 8455）

特別定額給付金（10万円）の申請を受け付けています。

受付期限は、8月20日（木）まで（当日消印有効）です。期限を過ぎると給付できませんので、忘れずに申請をしてください。

入院している人や施設に入所している人など、まだ

申請がお済みでない人が近くにいらっしゃいましたら、お声がけをお願いします。また、申請書の再交付が必要な人は、市ホームページにあります。

不明な点に関する問い合わせは、平日午前9時から午後5時まで、特別定額給付金専用ダイヤルで受け付けています。